

# 令和5年厚木市農業委員会6月定例総会議事録

日 時 令和5年6月26日 月曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

6番 高 澤 友紀子

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 欠 員

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 主幹兼農地管理係長 農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告19件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告12件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 時効取得による農地の権利移転又は設定の登記について (報告3件)
- 5 国税局長からの農地等の状況に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 6 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告14件)
- 7 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について (9件)
- 8 議案第28号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 9 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について (37件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。  
これより、令和5年厚木市農業委員会6月定例総会を開会いたします。  
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、7番の鈴木好弘委員、8番の三橋澄夫委員にお願いいたします。  
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。  
日程に入ります。  
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。  
今回報告する対象は、5月11日から6月12日までに受け付けしたものでございます。  
それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付したものでございます。  
それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。  
法第4条につきましては、9件、11筆、面積は3,533.21平方メートルでございます。  
法第5条につきましては、10件、13筆、面積は2,965平方メートルでございます。  
法第4条及び第5条の総計は、19件、24筆、面積は6,498.21平方メートルでございます。  
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。  
以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。  
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。  
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。  
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、5月11日から6月12日までに受付した

ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は9人、農地の所有権を取得された相続人は12人、筆数は延べ43筆、面積は延べ21,484平方メートルでございます。あっせんの希望は、全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。報告する案件は1件となります。

土地の所在地につきましては愛甲字川久保1筆、登記地目は畑、面積は461平方メートルです。貸人は、東京都千代田区霞が関1丁目のA、借人は、愛甲西3丁目にお住まいのBさんでございます。

借人の都合により、5月16日に合意解約されたものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「時効取得による農地の権利移転又は設定の登記」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「時効取得による農地の権利移転又は設定の登記」について御報告いたします。

報告する案件は3件となります。

1番でございます。

本件につきましては、横浜地方法務局厚木支局において、登記原因を時効取得とし、令和5年4月26日付で所有権移転登記申請がなされた旨の通知があったものです。

対象地は、飯山字松堂下1筆、登記地目は畑、面積は410平方メートルです。

登記権利者は飯山にお住まいのCさん、登記義務者は飯山にお住まいの被承継人Dさん承継人Eさん外3人です。

登記原因日は平成14年8月3日となっており、所有関係に関しましては、贈与を原因とする仮登記がなされていることや、土地贈与契約が成立していることから、権利者が公然と所有の意思を持ち、20年以上占有していることは明らかであることから、時効完成事案と判断したものでございます。

所有権移転登記が完了していることから、登記官及び県知事宛て登記事案調査書を提出しましたことを御報告いたします。

2番及び3番は、土地の交換要件が含まれますので、併せて御説明いたします。

2件につきましては、横浜地方法務局厚木支局において、登記原因を時効取得とし、令和5年5月2日付で所有権移転登記申請がなされた旨の通知があったものです。

対象地は、2番は愛甲字金地1筆、登記地目は畑、面積は991平方メートル、3番は愛甲字金地1筆、登記地目は田、面積は991平方メートルです。

登記権利者は、2番は愛甲4丁目にお住まいのFさん、3番は愛甲4丁目にお住まいのGさん、登記義務者は2番は愛甲4丁目にお住まいのGさん、3番は愛甲4丁目にお住まいのFさんです。

登記原因日は2番及び3番ともに昭和46年1月12日となっており、関係者から事情聴取をしたところ、当該土地は、昭和46年にそれぞれの所有者との間で耕作の利便性向上のため、農地を交換して利用を開始し、以降、現在に至っております。この間、義務者同士からの申し立てはないことから、権利者が公然と所有の意思を持ち、20年以上占有していることは明らかであることから、時効完成事案と判断したものでございます。

また、2番及び3番ともに所有権移転登記が完了していることから、登記官及び県知事宛て登記事案調査書を提出しましたことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について、御報告いたします。

本件につきましては、令和5年5月29日付けで東京国税局長から農地の現況について照会があったものでございます。

土地の所在につきましては、小野字公所1筆、同字天台1筆及び同字島残1筆、登記地目は田及び畑、合計面積は1,012平方メートル。

土地の所有者は、森の里2丁目にお住まいのHさんでございます。

調査しましたところ、当該地は市街化調整区域内の土地で、現況はすべて農地であることを確認しました。

なお、裁判所の競売になった農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みのある者であることを証明する買受適格証明書が必要である旨を回答いたしました。

国からの通達に基づき、地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いに準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として、調査結果を回答いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

次に、日程6、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は14件です。

初めに1番でございます。

証明願提出者は、小野にお住まいのIさん、対象地は小野字島残1筆、登記地目は田、面積は849平方メートルです。

当該土地は平成24年に近隣の病院から駐車場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないとの御判断をいただいたものです。

続いて2番でございます。

証明願提出者は、飯山にお住まいのJさん、対象地は飯山字岩坂1筆、登記地目は畑、面積は123平方メートルです。

当該土地は、平成21年に相続した時には既に山林化しており、その後現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認することができます。

これらの経過を踏まえ、山川会長に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて3番でございます。

証明願提出者は、三田にお住まいのKさん、対象地は三田字田居頭1筆、登記地目は畑、面積は127平方メートルです。

当該土地は、昭和50年頃から自宅の敷地として利用し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、鈴木委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて4番でございます。

証明願提出者は、三田にお住まいのLさん、対象地は三田字田居頭1筆、登記地目は田、面積は404平方メートルです。

当該土地は、平成21年5月に願出人が相続した際には既に近隣法人の作業場及び建築資材倉庫として貸し出されており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、鈴木委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて5番でございます。

証明願提出者は、三田にお住まいのMさん、対象地は三田字堰端1筆、登記地目は畑、面積は307平方メートルです。

当該土地は、平成22年に願出人の子の自宅を建てる際、住宅敷地として利用され、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、鈴木委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて6番でございます。

証明願提出者は、長谷にお住まいのNさん、対象地は長谷字竈堰1筆、登記地目は田、面積は1,305平方メートルです。

当該土地は、平成15年頃に近隣住民から駐車場として貸してほしい旨の要望を受け、転圧・砂利敷整備し、貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産税課税台帳でも確認することができます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて7番でございます。

証明願提出者は、中荻野にお住まいのOさん、対象地は中荻野字大畑1筆、登記地目は田、面積は112平方メートルです。

当該土地は、令和4年に申請地南側に住宅が建築されたことから、日照が悪くなり、また、面積的にも狭小なことから位置及び面積的に農業の用に供することができない土地となったため、隣接地所有者へ駐車場として貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて8番でございます。

証明願提出者は、岡田5丁目にお住まいのPさん、対象地は及川字廣町2筆、登記地目はともに田、合計面積は503平方メートルです。

当該土地は、昭和62年頃、近隣事業者から作業場及び資材置場として貸してほしい旨の要請を受け、転圧・整地し、貸し出し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて9番でございます。

証明願提出者は、七沢にお住まいのQさん、対象地は七沢字日向川1筆、登記地目は畑、面積は166平方メートルです。

当該土地は、平成5年まで畑として耕作しておりましたが、隣接地に願出者親族の住宅が建築されたことに伴い、進入路及び車庫としての利用を開始し、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、三橋委員に現地を確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて10番でございます。

証明願提出者は、下川入にお住まいのRさん、対象地は字十七ノ城2筆、登記地目はともに畑、合計面積は204平方メートルです。

当該土地は、平成20年頃から隣接する願出人の自宅敷地の一部として利用を開始し、現在に至っているもので、平成21年撮影の航空写真でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、小池委員及び鈴木委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて11番でございます。

証明願提出者は、温水にお住まいのSさん、対象地は温水字宮原1筆、登記地目は畑、面積は30平方メートルです。

当該土地は、平成12年頃から自宅の敷地として利用され、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて12番でございます。

証明願提出者は、上荻野にお住まいのTさん、対象地は上荻野字用野3筆、登記地目は全て畑、合計面積は276.9平方メートルです。

当該土地は、昭和59年3月に願出人が相続した時点で既に住宅敷地として利用されており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、曾根委員及び高澤委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

続いて13番でございます。

証明願提出者は、愛甲2丁目にお住まいのUさん、対象地は愛甲東三丁目1筆、登記地目は畑、面積は384平方メートルです。

当該土地は、平成24年に相続した際には、住宅敷地の一部として利用されており、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

最後に14番でございます。

証明願提出者は、愛甲東3丁目にお住まいのVさん、対象地は愛甲東三丁目1筆、登記地目は田、面積は109平方メートルです。

当該土地は、平成3年頃まで畑として耕作しておりましたが、隣接地に願出者の住宅が建築されたことに伴い、住宅敷地の一部として利用を開始し、現在に至っているもので、平成26年度固定資産土地評価証明書でも確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川委員に資料で確認いただき、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断をいただいたものでございます。

全ての案件について、地区担当委員から、農地法に規定する農地及び採草放牧地に該当しないとの御判断をいただいたため、神奈川県が定める、農地法の適用を受けない土地に係る運用指針第2の要件を満たすことから、それぞれ非農地証明を交付したことを御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程7、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は9件でございます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、愛甲字金地1筆、登記地目は畑、面積は991平方メートルでございます。

渡人は愛甲4丁目にお住まいのWさん、受人は愛甲東2丁目にお住まいのXさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人、母及び叔母の3人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、船子字長ヶ町2筆、登記地目はともに田、合計面積は927平方メートルでございます。

渡人は海老名市河原口2丁目にお住まいのYさん、受人は同住所にお住まいのZさん外1人です。  
農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、水稻及び露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植え機。

労働力につきましては、本人、配偶者、子及び弟の4人です。



続いて3番でございます。

対象となる農地は、七沢字馬場1筆、登記地目は畑、面積は150平方メートルでございます。

渡人は七沢にお住まいのaさん、受人は七沢にお住まいのbさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて4番でございます。

対象となる農地は、山際字芥ノ神戸2筆、登記地目はともに畑、合計面積は1,867平方メートルでございます。

渡人は湯河原町中央5丁目にお住まいのcさん、受人は山際にお住まいのdさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機。

労働力につきましては、本人及び配偶者の2人です。

続いて5番でございます。

対象となる農地は、恩名三丁目1筆、登記地目は畑、面積は139平方メートルでございます。

渡人は温水にお住まいのeさん、受人は船子のf株式会社、代表取締役gさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター等。

労働力につきましては、本人1人です。

続いて6番でございます。

対象となる農地は、関口字北原1筆、登記地目は畑、面積は559平方メートルでございます。

渡人は横浜市瀬谷区阿久和西1丁目にお住まいのhさん、受人は三田南2丁目にお住まいのiさんです。

経営規模拡大のための贈与による所有権移転で、植木栽培の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機。

労働力につきましては、本人及び両親の3人です。

続いて7番でございます。

対象となる農地は、酒井字上反町1筆、登記地目は田、面積は378平方メートルでございます。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのjさん、受人は伊勢原市石田にお住まいのkさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機及び田植機等。

労働力につきましては、本人の1人です。

続いて8番でございます。

対象となる農地は、戸田字廣町2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は1,378平方メートルでございます。

渡人は戸田にお住まいのlさん、受人は戸田にお住まいのmさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子2人の4人です。

最後に9番でございます。

対象となる農地は、戸田字廣町2筆、登記地目は田及び畑、合計面積は657平方メートルござい

ます。

渡人は戸田にお住まいの1さん、受人は戸田にお住まいのmさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者及び子2人の4人です。

なお、1番から9番の全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件等の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

次に、日程8、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

初めに1番でございます。

対象となる農地は、愛名字鶴巻4筆、登記地目は田及び畑、合計面積は1,382平方メートルです。

受人は海老名市勝瀬の株式会社n、代表取締役oさん、渡人は中町4丁目のpさん、相続財産管理人qさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は神奈川県県央地域で土木業を営む法人で、現在借りている資材置場及び駐車場を返却しなければならなくなったため、今回申請されました。

申請地が3区画に分かれておりますが、1事業として受け付けております。北側及び南側は道路、東側は水路及び畑、西側は畑に接しております。また、他2区画については、水路、道路及び畑に接しております。

道路部分については中心から2.5メートルセットバック、北側に出入口を設け、土木資材及びダンプを駐車する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側はC B積み、RC擁壁、単管パイプ及び鋼板を新設、南側は法面、重力式擁壁及びC B積みを新設し、西側は法面を設け、土砂、雨水及び表流水の流出を防ぎます。また、他の2区画については、出入口を除き単管パイプ及び鋼板により土砂、雨水及び表流水の流出を防ぎます。

また、敷地内西側に緑地帯を設け、雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

続いて2番でございます。

対象となる農地は、上荻野字北久保1筆、登記地目は畑、面積は1,987平方メートルです。

受人は上荻野の株式会社r、代表取締役sさん、渡人は伊勢原市西富岡にお住まいのtさんです。本申請は、所有権移転による車両置場及び資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

受人は上荻野で自動車販売業を営む法人で、事業拡大により現在使用している車両置場及び資材置場が手狭かつ、返却することとなり、今回申請されました。

申請地の北西側及び北東側は畑、南東側は畑及び宅地、南西側は道路に接しております。

南西側に出入口を設け、大型トレーラー、重機、中古車及び車両部品等の車両置場及び資材置場として利用する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北西側は重量ブロック及びコンクリートブロック積み及びあぜ板を新設、北東側については、あぜ板及びネットフェンスを新設し、南東側は既存のブロック積み及びあぜ板を新設し土砂、雨水及び表流水の流出を防ぐ計画となっております。

また、北西側、北東側及び南東側に緑地帯を設け、雨水処理につきましては雨水浸透柵及び浸透トレンチ管による敷地内浸透処理する計画です。

なお、本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続済みとなっております。

続いて3番でございます。

対象となる農地は、猿ヶ島字竹ノ内11筆及び同字孤島9筆、登記地目は全て田、合計面積は9,188平方メートルです。

受人は伊勢原市小稲葉の株式会社u、代表取締役vさん、渡人は猿ヶ島にお住まいのwさん外19人です。

本申請は、所有権移転による特定流通業務施設設置のための転用許可申請です。

農地区分は、水道及び下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であり、500メートル以内に2以上の施術所が存する第3種農地です。

受人は伊勢原市に事業所を置き、関東一円で食品等の運送業を営む法人で、伊勢原市及び茅ヶ崎市の2箇所に分散している機能を猿ヶ島に集約し、物流コスト及び二酸化炭素排出の削減を図る目的として、申請されたものでございます。

申請地の東側及び西側は道路、南側は畑、神社及び道路、北側は田に接しております。

北側に付替え道路、東側に出入口を設け、地上2階建ての倉庫を建設、12台分のトラックバース及び従業員駐車場を設置する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、重量ブロック3段を新設する計画となっております。

緑地帯を四方に、公共緑地は神社に接する部分に設け、雨水処理につきましては、雨水貯水槽による敷地内浸透処理、汚水につきましては公共汚水桝に接続する計画となっております。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、手続中となっております。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和5年5月30日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い事業者から計画の説明を聞いております。

また、3,000平方メートルを超える案件のため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することとなり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

最後に4番でございます。

対象となる農地は、上荻野字王子原9筆、登記地目は全て畑、合計面積は7,226平方メートルの内5,627.76平方メートルです。

受人は座間市小松原2丁目の株式会社x、代表取締役yさん、渡人は上荻野にお住まいのzさん外7人です。

本申請は、所有権移転及び賃借権設定による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、市街化区域から500メートル以内かつ農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地です。

受人は座間市に事務所を置き、関東・東海・東北を中心に運送業を営む法人で、主要な取引先であるα株式会社の厚木機械センターから近い申請地が選定されたものでございます。

申請地の北西側は道路及び資材置場、北東側及び南西側は道路、南東側は宅地及び畑に接しております。

北西側及び南西側市道を中心から2.5メートルセットバック、北東側に出入口を設け、敷地内にスロープを設置し、全面を砂利敷の上、資材置場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、北西側は土留鋼板を新設、北東側は道路擁壁を利用、南東側はコンクリートブロック及び鉄筋コンクリート擁壁を新設する計画となっております。

緑地帯は北西側、北東側及び南東側に設け、雨水処理につきましては、雨水浸透桝及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっております、手続中となっております。

また、2,000平方メートル以上の農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和5年5月11日に、役員及び地元農業委員と事務局職員で現地確認を行い事業者から計画の説明を聞いております。

また、3,000平方メートルを超える案件のため、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問することとなり、そこで許可相当と決定された際は、ネットワーク機構の意見書を添え、県に進達することになります。

4件全てについて、農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。  
よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

続きまして、日程9、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。  
それでは、事務局の説明を求めます。

<主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。

合計集積面積は、47,999平方メートル。

権利の種類別では、使用貸借権が34件、47筆、44,156平方メートル。賃借権が3件、5筆、3,843平方メートルでございます。

地目別では、田が31筆、27,637平方メートル、畑が16筆、16,519平方メートル、

利用目的別では、水稻が27筆、22,089平方メートル。普通畑が20筆、22,067平方メートルとなっております。

契約期間は、3年間が31件、6年間が3件。新規設定が15件、更新設定が22件となっております。

なお、1番から37番の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。  
日程9、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。  
よって、日程9、議案第29号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定されました。  
以上で本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和5年厚木市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。

令和5年6月26日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---